○厚生労働省令第四十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 三三、四一八人 / （略） （略） / （略） / （略） 合計 / 三三、五一七人 /	区分 / 定員 / 備考 本省 / 三三、五五五人 / （略） （略） / （略） / （略） 合計 / 三三、六五四人 /

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十三号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項及び第六項、第十八条第八項、第十九条第五項、第二十条第三項、第二十一条第三項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百三十八条第二項、第百四十九条第二項及び第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第一条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　本省 第一節　内部部局 第一款～第六款　（略） 第七款　雇用環境・均等局（第四十九条―第五十七条） （削る） 第八款　社会・援護局（第五十八条―第六十五条） 第九款　老健局（第六十六条・第六十六条の二） 第十款～第十三款　（略） 第二節　施設等機関 第一款～第六款　（略） 第七款　国立感染症研究所（第五百七十四条―第六百二十二条の五） （削る） 第八款　（略）	目次 第一章　本省 第一節　内部部局 第一款～第六款　（略） 第七款　雇用環境・均等局（第四十九条―第五十二条） 第八款　子ども家庭局（第五十三条―第五十八条） 第九款　社会・援護局（第五十九条―第六十五条） 第十款　老健局（第六十六条） 第十一款～第十四款　（略） 第二節　施設等機関 第一款～第六款　（略） 第七款　国立感染症研究所（第五百七十四条―第六百十三条） 第八款　国立児童自立支援施設（第六百十四条―第六百二十二条） 第九款　（略）